

R5 障害者に対する支援と障害者自立支援制度

はじめに

本科目の特徴

- ・旧カリキュラムによる試験は今年度が最後です。何としても合格しましょう。
- ・本科目は、共通科目で毎年7問出題されています。うち、事例問題は1問程度です。
- ・内容は障害者のみならず、障害児、雇用関係等様々を含み幅広いです。
- ・幅は広いですが、毎年出題されている分野があります。それは障害者総合支援法ですが、そこを押さえれば、少なくとも0点足切りは回避できる可能性が高いです。余裕のない人は、ここだけでも押さえましょう。
- ・今回の講座では、毎年出る総合支援法を中心にお話しします。合間に過去問や模擬問を入れていきます。

目次

- I 障害者福祉制度の流れ
- II 障害者総合支援法について
- III 障害児のサービス
- IV 障害者関係法令
- V その他おまけ的なもの

I. 障害者福祉制度の流れ

障害者の権利に関する条約と国内法への影響

国内で発展していった障害者施策であったが、1980年代から国際情勢の影響を受け、現在の障害者施策に繋がった流れを頭に入れる。影響を受けて改正されたり新法が作られたりした。試験対策として抑えておく。

・1948年(昭和23年) 世界人権宣言

すべての人民と国が達成すべき共通の基準が定められる。

これをきっかけに、各分野で人権に関する国際宣言につながる。

・1971年(昭和46年) 知的障害者の権利宣言

まずは知的障害者から。「可能な限り同等の権利を有する」

・1975年(昭和50年) 障害者の権利宣言

障害者の基本的人権の規定が定められ、その実現を目指す宣言。

・1981年(昭和56年) 国際障害者年

「障害者年」と書いてあるが、宣言と同じように規定がある。

「完全参加と平等」がキーワード。これを目指すべしという宣言。

↓スローガンはいいが、具体的にどうやって進めるか計画を立てる必要性が生じる。

・1982年(昭和57年) 障害者に関する世界行動計画

国際障害者年のスローガンを実現するための計画

「障害者差別の完全撤廃、障害者福祉・リハビリテーションの完全実施」などがキーワード

・1983年(昭和58年) 国連・障害者の十年

国際障害者年のスローガンを実現するための10年間の具体的計画

・1993年(平成5年) アジア太平洋障害者の十年(延長され二十年間の計画となった)

国連・障害者の十年をアジア太平洋地域で承継して取り組む。延長され続け、令和4年が最終年。

↓しかし、各国に計画の実行を要請するだけではなかなか進まないため、法的拘束力を伴う国際条約にしようという機運が高まる。

こうして生まれたのが、「障害者の権利に関する条約」である。

・2006年(平成18年) 障害者の権利に関する条約 スローガンは「私たち抜きで私たちのことを決めるな」

障害者の権利および尊厳を促進・保護するための包括的・総合的な国際条約。

各国の署名が集まり、国際条約として成立した。

ちなみに日本は、2007年に署名している。

次の段階として、各国がこの条約を締結（批准）する必要があるが、日本の場合は2014年（平成20年）に批准している。

批准までに時間を要した理由は、国内の障害者団体が、条約の目指す内容に適合するように国内法の整備をしてから批准することを求めたからと言われている。そのため、数年かけて障害者関係の法整備が順次行われた。

障害者権利条約の内容

「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定している。

条約が定める内容は、障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定※を含む）の禁止、障害者が社会に参加し包容されることの促進、条約の実施を監視する枠組みの設置等。

なお、障害者の定義はない。これは、障害者の定義は、時代と共に変化し、「障害が発展する概念」であり変化しうるものであるからという考え方による。

・平成19年 障害者権利条約 署名 条約の批准に向けて国内法の整備を開始する。

- ・平成23年 障害者基本法 改正
- ・平成24年 障害者自立支援法 改正（障害者総合支援法と法律名変更）
- ・平成25年 障害者差別解消法 制定（条約批准のために新たに作った法律）
- ・平成25年 障害者雇用促進法 改正

上記改正や新法により国内法の整備は一応整ったと判断された。

いずれも国試に頻出の法律となる。同様に頻出する障害者虐待防止法については、署名から批准までの段階の法整備に含まれていないことに注意する。

・平成26年 障害者権利条約 批准

この条約の批准により、我が国における障害者の権利の実現に向けた取り組みや人権尊重についての国際協力が一層推進されることが見込まれており、現在も法改正が続けられている。

練習問題

問題1 障害者虐待防止法は、国際障害者年に向けて、国内法整備の一環として制定された。

問題2 1981年（昭和56年）の国際障害者年では「私たち抜きに私たちのことを決めるな」というテーマが掲げられた。

Ⅱ 障害者総合支援法について

正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

障害者福祉サービスについての基本的な法律。

障害者の権利に関する条約を批准するために旧障害者自立支援法を改正して成立した。

1. 障害者総合支援法までの制度の変遷

- (1) 措置制度 福祉サービス利用において、行政と障害者の二者関係で決定する ←平成14年まで続いた制度
- ・ 障害者福祉サービスは、元来、措置制度によって運営されてきた。
- ※措置制度は、行政が福祉サービスを受ける要件を満たしているかを判断し、サービスの種類、開始・廃止を決める制度。
- つまり、行政が主導して利用希望者にサービスを決定する。利用希望者は、行政の責任のもとサービスを見つけてもらえる反面、希望するサービスを選べないというデメリットがある。
- (2) 支援費制度(契約制度) 行政と障害者と事業者の三者関係 ←現在の制度につながる最初の一步
- ・ 平成15年、ノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度(契約制度)により充実が図られる。
- ※支援費制度(契約制度)とは、利用者が福祉サービスの提供者(事業者)を自分で選択し、契約に基づいてサービスを利用する制度である。行政は、サービス利用の是非を判断してお金を出す。
- ・ しかし、以下のような問題があった。
- サービスの種類等が障害種別ごとの法律に分かれていて複雑な制度でわかりにくい。
- 財源不足(障害者が自分で選んで契約するようになったから利用が急増してしまった。)
- 精神障害者は対象外だった(知的障害者と身体障害者のみを対象としていた。)
- (3) 平成18年、障害者自立支援法が施行される。←最初の一步を修正してひとつの法律にした。
- ・ 障害種別ごとに分かれていた複雑なサービスをひとつの法律に統合する。
 - ・ 財政支出を抑えるため、障害者サービスの利用者負担を1割の応益負担にする。
 - ・ 就労支援サービスの創設
 - ・ 国の財政責任の義務明記
 - ・ 精神障害者を対象とする(自立支援医療制度開始)
- しかし、極めて不評だった…自立強制法などと呼ばれた。
- ・ 無料だったサービスが1割の自己負担となり、経済的負担を嫌ってサービスの利用を控えるケースが目立つ。
 - ・ 働ける障害者に自立するよう促す割に、就労支援の体制が不十分だった。
 - ・ 各地で自立支援法廃止運動が発生、訴訟が相次いだ。
- (4) 平成22年改正
- ・ 応益負担が応能負担になった。加えて、発達障害が同法の対象になった。
- 応益負担…受けたサービスの量(利用者が受けた利益)に応じてサービス利用料を負担する。
- 応能負担…経済的収入(支払い能力)に応じてサービス利用料を負担する。
- ・ 訴訟の結果、自立支援法廃止訴訟で国と和解が成立、新法を作るレベルでの改正を行うことで合意。加えて、

先に述べたように、障害者の権利に関する条約を批准するための法整備のために改正が急がれていた。

そして、平成24年、法律名ごと改正され、現行法である障害者総合支援法につながる。

2. 障害者総合支援法について(平成24年) ← 現行法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

(1) 法の目的

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい(旧法は「自立した」)日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 同法のポイント

(a) 基本理念の創設

障害者自立支援法には明確な理念がなかったが、総合支援法で規定した。改正障害者基本法の理念を踏襲
共生社会の実現、社会参加の機会確保、地域での生活、社会的障壁の除去など。

(b) 対象範囲を規定

身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害者含む)、難病

※難病…治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者。

サービス利用対象者の変遷

	知的障害者	身体障害者	精神障害者	発達障害者	難病
支援費制度	○	○			
自立支援法	○	○	○		
改正自立支援法	○	○	○	○	
総合支援法	○	○	○	○	○

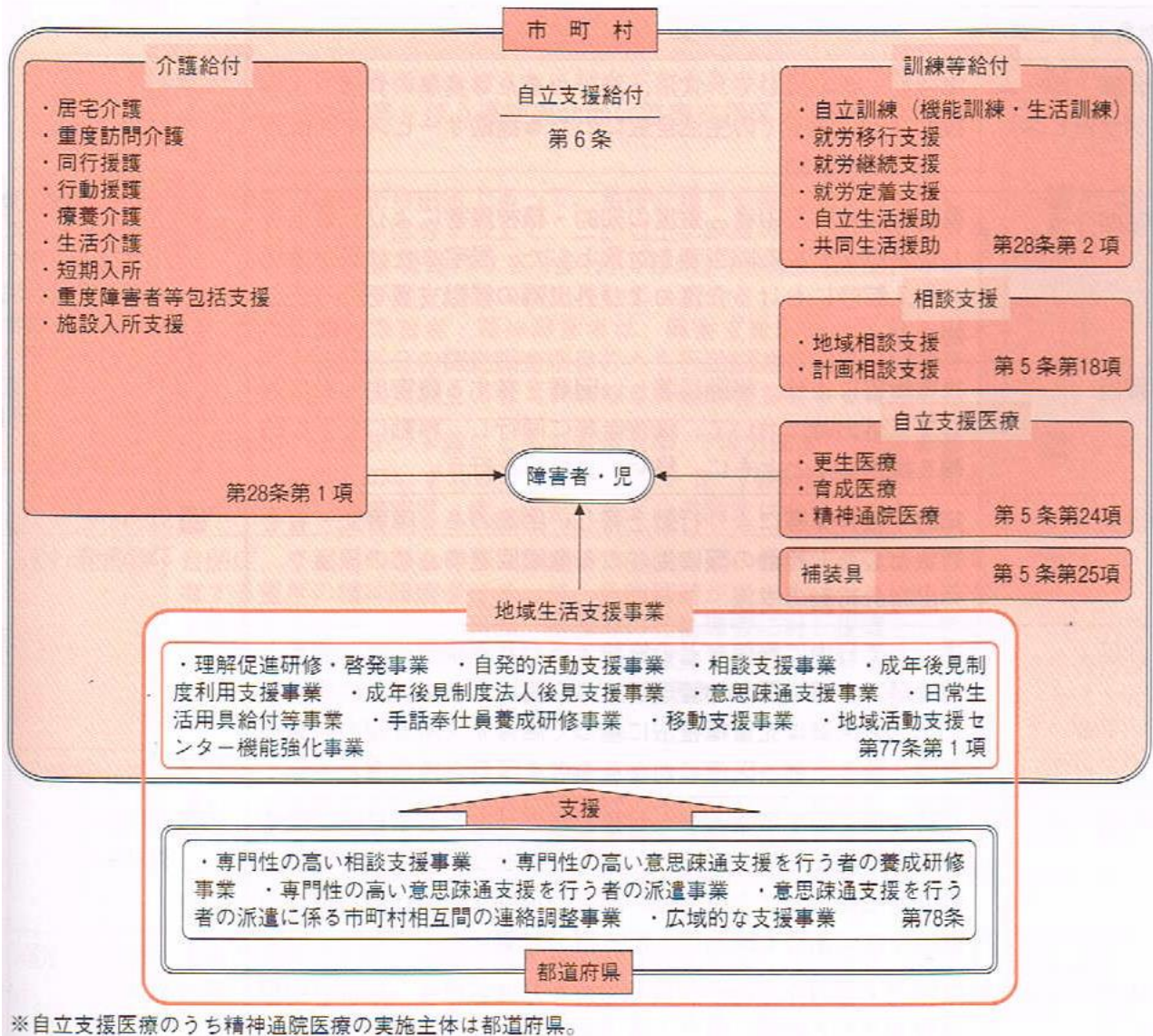
(c) 障害程度区分の見直し、後に障害支援区分に変更(平成26年)

(d) 地域移行支援の対象拡大 等々

練習問題

- 問題3 措置制度から支援費制度へ移行し、3障害(知的障害者・身体障害者・精神障害者)を対象としたサービス体制が行われた。
- 問題4 措置制度とは、サービス事業者とサービス利用者が契約を結んで利用を開始する制度である。
- 問題5 「応益負担で障害が重い人ほど自己負担が多くなる障害者自立支援法は憲法違反」などとして訴えた障害者自立支援法違憲訴訟は、国が敗訴し、障害者総合支援法の成立へとつながった。
- 問題6 障害者総合支援法の対象者に発達障害者は含まれる。
- 問題7 平成22年の障害者自立支援法改正によって、支給決定障害者等が指定障害者福祉サービス等を利用した場合の負担について、応能負担に変更された。

(3) 障害者総合支援法のサービスの概要



中央法規 受験ワークブック 2024 共通科目編より

- ・介護給付と訓練等給付の中から、ほぼ毎年、何らかの形で出題されている。
- ・対象に障害児も含まれていることに注意すること。障害児のサービスは、基本的に児童福祉法に規定されており、児童福祉法でカバーできない部分を障害者総合支援法で補うという形式をとっているため、図のすべてを障害児が利用できるわけではない。
- ・高齢者の介護保険制度との対比
 介護保険は保険料の徴収で運営、障害者福祉サービスは税金で運営。
 介護保険は予防サービスがあり、障害者福祉サービスは就労支援系サービスがあるのが特徴となる。
 両制度の対象となる場合、介護保険を優先するのが原則。例外として障害者福祉サービスを利用できる。
 共生型サービス…介護保険事業所の指定を受けている事業者は、障害福祉サービス事業所指定を受けられるシステム。65歳になった障害者がそのまま同じ事業所に通えるメリットがある。

(4) 介護給付と訓練等給付の内容

○介護給付と訓練等給付の出題パターン

- パターン① 事例をもとに、相談員が適切だと思うサービスを選ぶ問題
- パターン② 「〇〇（福祉サービス）とは、こんな内容である」という、ごく基本的な問題

読み込む際のポイント。

- ・似たようなサービスの区別ができるよう意識して読み込むこと。同行援護と行動援護、居宅介護と重度訪問介護、就労継続支援 A 型と B 型など。
- ・区分が必要かどうか、区分必要ならどの程度か。
- ・どのような障害を対象としているか。

厚生労働省版

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）		
サービス内容		
訪問系	介護給付	居宅介護 者 児 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		重度訪問介護 者 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。）
		同行援護 者 児 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動援護 者 児 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
		重度障害者等包括支援 者 児 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
		短期入所 者 児 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
日中活動系	施設系	療養介護 者 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
		生活介護 者 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
		施設入所支援 者 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
居住支援系	訓練等給付	自立生活援助 者 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
		共同生活援助 者 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練（機能訓練） 者 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
		自立訓練（生活訓練） 者 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
		就労移行支援 者 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援（A型） 者 一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援（B型） 者 一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労定着支援 者 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

・Ⓜのマークは、障害児も利用できるサービス。児童のサービスは、基本的に通所支援と入所支援しかない。

また、児童は就労等をする必要がない。このことから、児童が利用できるサービスを想像すると覚えやすい。

▶ 介護給付と訓練等給付

区分	障害福祉サービス名	サービス内容	障害支援区分
介護給付	1 居宅介護	● 自宅で入浴、排泄、食事の介護などの 介護 や、掃除、買物などの 家事支援 を行う	区分1以上
	2 行動援護	● 知的・精神障害により行動上著しい困難 があり、常時介護が必要な人に危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	区分3以上
	3 同行援護	● 視覚障害者 に対して、移動に必要な情報の提供、移動の援護、食事、排泄の介護など外出時に必要な援助を行う	なし
	4 重度訪問介護	● 重度の 肢体不自由者 又は行動上著しい困難を有する 知的・精神障害者 で常時介護を要する人に、身体介護、家事援助（ 育児支援を含む ）、移動介護などを総合的に行う	区分4以上 (入院中の意思疎通支援等は区分6)
	5 重度障害者等包括支援	● 介護の必要の程度が著しく高い 人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行う	区分6
	6 生活介護	● 常時介護 が必要な人に、主に 昼間 、入浴、排泄、食事等の介護や 創作的活動 又は 生産活動 の機会を提供する	区分3（施設入所は4）以上 (50歳以上は区分2（施設入所は3）以上)
	7 療養介護	● 医療 を必要とする障害者で 常時介護 が必要な人に、主に 昼間 、医療機関で 機能訓練、療養上の管理、看護等 を行う ● 療養介護のうち医療に係るものを 療養介護医療 として提供	区分5又は6
	8 短期入所	● 介護者が疾病等の場合などに、 短期間 、障害者支援施設などで入浴、排泄、食事等の介護を行う	区分1以上
	9 施設入所支援	● 障害者支援施設 に入所する人に、主に 夜間、入浴、排泄、食事介護 などを行う	区分4以上 (50歳以上は3以上)
訓練等給付	10 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	● 自立した日常生活や社会生活が送れるように、一定期間、 身体機能又は生活能力の維持・向上 のために必要な訓練を行う	原則、障害支援区分の要件なし
	11 共同生活援助（グループホーム）	● おもに 夜間 、共同生活を行う住居で、 相談、入浴、排泄、食事の介護 や 日常生活上の援助 を行う	
	12 自立生活援助	● 施設入所支援 や 共同生活援助 を利用していた障害者が居宅において日常生活を送れるように、 定期的な巡回訪問 や 随時の対応 により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う	
	13 就労移行支援	● 一般企業等への就労を希望する 人に、一定期間、 就労に必要な知識、能力の向上 のために必要な 訓練 を行う	
	14 就労継続支援（雇成型・非雇成型）	● 一般企業等での就労が困難な 人に、 働く場を提供 するとともに、知識や能力の向上のために必要な 訓練 を行う	
	15 就労定着支援	● 就労に向けた一定の支援を受けて 通常の事業所に新たに雇用された障害者 を対象として、 就業に伴う生活面の課題 に対応できるよう、事業所、家族等との連絡調整等の支援を行う	
	16 就労選択支援	● 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、 本人の希望、就労能力や適性等に合った選択 を支援する	

新設予定(※)

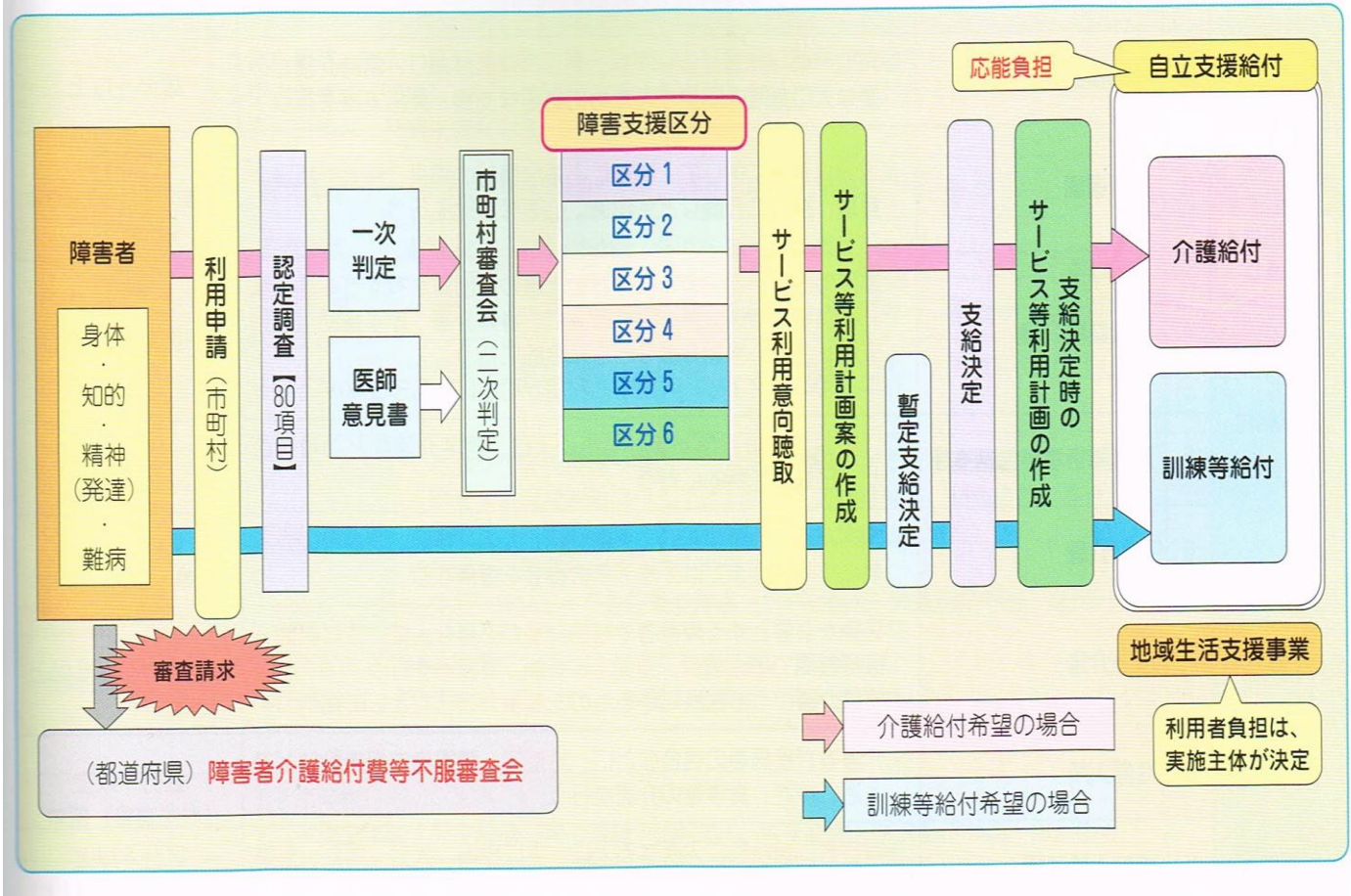
(※) 就労選択支援は、2022（令和4）年12月16日に公布後3年以内の政令で定める日から施行される

- ・居宅介護は短時間のポイントを押さえた支援。重度訪問介護は、長時間の支援をイメージする。
- ・重度障害者等包括支援は、居宅介護、重度訪問支援、同行援護、行動援護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助を包括的に行う。
- ・生活介護はデイサービスに相当する。生活介護（昼間）+施設入所支援（夜間）の組み合わせで、通常イメージする福祉型の入所施設となる。
- ・療養介護は昼間のサービスだが、対象者は病院に入院している前提なので、実態としては入所状態となる。つまり、福祉サービス（療養介護）+医療サービスの組み合わせで見る。施設入所支援は使わないので注意。
- ・介護給付は原則、障害支援区分が求められる。ただし、同行援護は区分なしでも利用可。
- ・訓練等給付は、障害支援区分は求められない。

練習問題

- 問題 8 重度訪問介護の対象者は、肢体不自由者と知的障害者で、精神障害者は含まれない。
- 問題 9 重度障害者等包括支援は、すべての障害福祉サービスを包括的に利用するサービスである。
- 問題 10 就労移行支援とは、通常の事業所の雇用が困難な障害者に、就労の機会を提供し、必要な訓練などを行うサービスである。
- 問題 11 介護給付の行動援護サービスは、区分認定が必要ない。
- 問題 12 重度訪問介護は、医療機関への入院時にも利用できる。
- 問題 13 障害者総合支援法の令和4年度改正により、地域定着支援が創設される予定となっている。

▶ 利用申請からサービス利用までの流れ



- ・ サービス等利用計画の作成は、指定特定相談支援事業所が作成する。本人、家族、支援者等が作成するセルフプランでも可。
- ・ 訓練等給付の場合は、区分認定を行わない。ただし、共同生活援助のうち身体介護が必要な場合は必要。
- ・ 訓練等給付の一部は、正式に支給が決定する前に暫定支給決定を行う。つまり、正式決定前に既に事実上利用が開始されている。ただし、共同生活援助、就労継続B型、自立生活援助、就労定着支援は除く。

※障害支援区分について

障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い）。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できることを目的に作られた基準。障害の重さで決まるわけではない。

練習問題

問題 14 就労定着支援に係る介護給付費の支給決定においては、障害支援区分の認定を必要とする。

問題 15 支給決定に不服のある場合は、市町村審査会に審査請求を行うことができる。

(7) 地域生活支援事業

全国一律のサービス体系となる介護給付・訓練等給付だが、地域生活支援事業は、都道府県や市町村が、その地域の实情に合わせた柔軟なサービスを効果的に行えるように設けられている。

(a) 地域生活支援事業の種類

▶ 地域生活支援事業

市町村事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業	● 障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための 研修及び啓発 を行う
		自発的活動支援事業	● 障害者等やその家族、地域住民等が 自発的に行う活動を支援 する
		相談支援事業	● 一般的な相談支援事業のほか、 基幹相談支援センター等機能強化事業 、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を行う
		成年後見制度利用支援事業	● 成年後見制度の利用に要する費用のうち、 成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を補助 する
		成年後見制度法人後見支援事業	● 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、 市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援 する
		意思疎通支援事業	● 手話通訳者、要約筆記者 を派遣する事業、 点訳、代筆、代読、音声訳 等による支援事業など、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の意思疎通を支援する
		日常生活用具給付等事業	● 障害者等に対し、日常生活上の便宜を図るための 日常生活用具を給付又は貸与 する
		手話奉仕員養成研修事業	● 聴覚障害者等との 日常会話程度の手話表現技術 を習得した手話奉仕員を養成研修する
		移動支援事業	● 外出時に移動の支援が必要な障害者等に対し、 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援 を行う
		地域活動支援センター機能強化事業	● 地域活動支援センター等において、障害者等に 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進 等を供与する
	任意事業	● 市町村の判断により、福祉ホームの運営、訪問入浴サービス、生活訓練等、日中一時支援、社会参加支援などを行う	
都道府県事業	必須事業	専門性の高い相談支援事業	● 障害児等療育支援事業、発達障害者支援センター運営事業、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業など、 特に専門性の高い相談支援 を行う
		専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	● 手話通訳者・要約筆記者の養成研修、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修、失語症者向け意思疎通支援者の養成研修 を行う
		専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	● 手話通訳者・要約筆記者の派遣、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣、失語症者向け意思疎通支援者の派遣 を行う
		意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	● 市町村域又は都道府県域を越えた広域的な派遣 を円滑に実施するために、市町村間では派遣調整ができない場合に、都道府県が市町村間の派遣調整を行う
		広域的な支援事業	● 都道府県相談支援体制整備事業など、市町村域を越えて広域的な支援が必要な事業を行う
	任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	● サービス管理責任者研修事業 、障害支援区分認定調査員等研修事業、相談支援従事者等研修事業などを行う
任意事業	任意事業	● 都道府県の判断により、福祉ホームの運営、オストメイト社会適応訓練、音声機能障害者発声訓練などを行う	

練習問題

問題 16 地域生活支援事業の実施については、市町村には必須事業が設けられているが、都道府県は任意事業のみである。

問題 17 地域生活支援事業は、地域ごとに差が出ないよう全国一律のサービス体系をとる事業である。

Ⅲ 障害児サービス

障害児のみを対象とする福祉サービスは、児童福祉法が根拠法となる。

児童福祉法上、障害児通所支援事業と障害児入所支援事業のみのシンプルな構成となっている。ただし、「通所」事業の中に訪問系サービスも入れられているので注意すること。

障害児のサービスにはないサービスであれば、障害者のサービスを利用することができる。

具体的には、総合支援法の自立支援給付のうち、介護給付費の一部（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援）も利用可能となっている。

近年増加中の医療的ケア児を支援するため、居宅訪問型児童発達支援が創設された。令和3年、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が立法されたので、興味がある方は検索を。

障害児通所支援

児童発達支援	●児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う
医療型児童発達支援	●医療型児童発達支援センター又は指定医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行う
放課後等デイサービス	●児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行う
保育所等訪問支援	●保育所等を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う（平成30年4月より、乳児院・児童養護施設の障害児にも対象が拡大された）
居宅訪問型児童発達支援	●児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練などを行う

障害児入所支援

福祉型障害児入所施設	●保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与などを障害の特性に応じて提供する
医療型障害児入所施設	●保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、治療などを障害の特性に応じて提供する（医療法による病院でもある）

※引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することができる。

練習問題

問題 18 自立支援給付のうち、障害児を対象とする対象のサービスは、居宅介護、短期入所、行動援護、自立訓練、重度障害者等包括支援の5種類である。

問題 19 居宅訪問型児童発達支援は、重度の障害等により、外出が著しく困難な障害児を居宅から送迎して事業所で支援を行う事業である。

問題 20 児童福祉法による保育所等訪問支援は、障害児通所支援の一つである。

IV 障害者関係法令

1. 障害者基本法

その名の通り、我が国の障害者施策の基本となる法律。

障害者施策の基本事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

・障害者の定義

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受けるもの。」

・社会的障壁の定義

「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」

・差別の禁止←これを具体化する法律が差別解消法となる。

- ・障害を理由とした差別の禁止
- ・合理的配慮

・障害者週間の規定

12/3～12/9まで

・国及び地方公共団体の責務

施策を総合的かつ計画的に実施する責務

基本計画(義務規定)

- ・政府…障害者基本計画 都道府県…都道府県障害者計画 市町村…市町村障害者計画

専門機関

- ・内閣府…障害者政策委員会を置く

委員会の委員は、障害者、障害者の自立と社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者から任命。

練習問題

問題 2 1 都道府県は、都道府県障害者計画の策定に努めなければならない。

問題 2 2 社会的障壁の定義において、社会における慣行や観念は除外されている。

2. 障害者差別解消法←令和3年5月に改正（改正内容の施行はまだ）

障害者権利条約の批准のために新たに作られた法律。

「障害者」の定義は、障害者基本法の定義と同じ。

障害者差別解消法は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013年に成立した法律である。

・責務

	国・地方公共団体等	民間事業者
不当な差別的取り扱い	禁止	禁止
合理的配慮※	義務	努力義務（現時点では） 令和3年5月に法改正され、義務に変更されたが、施行は令和6年4月1日から

※「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」をいう（障害者権利条約第2条）。

※障害者差別解消法第8条2項によると、①障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、②その実施に伴う負担が過重でないとき、合理的配慮を提供すべしとしている。

※民間事業者の雇用に限定すれば、既に合理的配慮は義務化されている（障害者雇用促進法）。

※令和3年5月に改正された内容は、①国と地方公共団体の連携協力義務の追加。②民間事業者における合理的配慮の義務化、③障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化。政府HP等で確認のこと。

練習問題

- 問題 2 3 障害者差別解消法は、国際障害者年（1981（昭和56年））に向けて、国内法の整備の一環として制定された。
- 問題 2 4 障害者差別解消法は、令和5年の段階で「合理的配慮の提供」について、国・地方公共団体と民間事業者に、共に義務が課している。
- 問題 2 5 障害者差別解消法における合理的配慮を受けられる対象者は、障害者手帳保持者でなければならない。

3. 障害者虐待防止法

障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資すること。

「障害者」の定義は、障害者基本法における障害者と同じ。

虐待（虐待と思われる場合も含む）発見時の通告対応（被虐待者本人の場合は届出という）

虐待者	発見者	市町村 障害者虐待防止センター	都道府県 障害者権利擁護センター	労働局・厚労省
養護者	市町村へ通報義務	安全確認 対応の協議 立入調査 援助要請（市町村長→警察署長） 一時保護、面会制限 後見開始の審判 養護者の支援		
障害者福祉 施設従事者 等		都道府県に報告 守秘義務（通報者・本人保護） 社会福祉法、障害者総合支援法そ の他関係法律の権限にて対応	社会福祉法、障害者総合支援法そ の他関係法律の権限にて対応	
使用者	市町村または 都道府県へ通報義務	都道府県に通知	都道府県労働局に報告	労働関係法令等の適 切な行使

- ・虐待の証拠がなくても、発見者が虐待と感じた段階で通報する義務が発生する。
- ・通常、施設従事者等は、対象となる障害者の情報について守秘義務を負っているが、虐待通報の場合は、守秘義務が課されない。

障害者虐待の5類型

身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制したりすること。
ネグレクト 放棄・放置	身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等により、生活環境や身体・精神的状態を悪化させること。
心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、虫、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。
性的虐待	性的な行為やそれを強要すること。
経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり、勝手に運用して、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

虐待者別の虐待類型の順位 件数の多い順

	養護者による虐待（令和元年度）	障害者福祉施設等従事者（令和元年度）	使用者（令和2年度）
①	身体的虐待	身体的虐待	経済的虐待
②	心理的虐待	心理的虐待	心理的虐待
③	経済的虐待	性的虐待	身体的虐待
④	遺棄・放棄	経済的虐待	放棄・放置
⑤	性的虐待	放棄・放置	性的虐待

※養護者・障害者福祉施設等従事者の管轄と使用者の管轄は違うので、別々に発表されている。

- ・虐待者の件数の多い順（通報相談、認定いずれも） ①養護者 ②障害者福祉施設従事者等 ③使用者
- ・養護者・障害者福祉施設従事者による虐待の通報・相談件数は前年度から増加。一方で、虐待判断の件数はいずれも減少。

別分野の虐待防止法との比較

法律	状態	通報	虐待類型
高齢者虐待防止法	虐待を発見 (生命・身体に重大な危険)	通報義務	5類型 (身体的・心理的・経済的・遺棄放棄・性的)
	虐待の疑惑	努力義務	
	施設職員による虐待疑惑	通報義務	
障害者虐待防止法	虐待の発見・疑惑	通報義務	5類型(高齢者と同じ)
児童虐待防止法	虐待の発見・疑惑	通報義務	4類型(経済的虐待はない)
配偶者暴力防止法	身体的暴力の発見 (「配偶者」に事実婚含む)	努力義務	

練習問題

問題 2 6	障害者虐待防止法に規定されている虐待の類型は4種類である。
問題 2 7	「令和2年度使用者による障害者虐待の状況等」によると、使用者による虐待で最も多いのは、身体的虐待である。

V その他おまけ的なもの

・「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」から最近よく出ていますが、原本はボリュームがあり、読んでもポイントが絞れず労力に見合わないかもしれません。ちなみに令和4年度に新しく調査が開始されますから、あまり読み込んでしまうと古く知識になるかもしれません。その点考慮して、読み込むかどうかは、それぞれで判断してください。

参考書でまとめているものがあれば、それで十分だと個人的には思います。

・事例問題について

全科目を通じて出題されます。知識がなくても直感的に解ける問題もあり、コツがわかる人は得点源となります。

基本は素直に読み、できるだけ常識人としての回答をします。ひねくれたことは考えず、迷っても時間をかけないことが重要。

本人の意向に反しない選択肢を選ぶ。「私たち抜きに私たちのことを決めるな」を思い出す。

時間短縮のコツは、選択肢を先に見て出題者が何を問うつもりか予想してから読むといい。

・仮に、まったくわからない！という問題に出会ったら、ダメ元で以下を参考にしてください。もちろん、確率的に高いというだけで、正当を確実に約束するものではないので注意してください。

- ・先を急ぎすぎる選択肢は×
- ・否定的な選択肢は×
- ・決めつけ的な選択肢は×
- ・いきなり他機関に繋ぐような丸投げ的な選択肢は×
- ・「必ず」「絶対」「すべて」「のみ」など限定的なキーワードが使われる選択肢は×
- ・傾聴、受容、連携、アセスメントといった趣旨の入った選択肢は○

今回のレジュメはここまでです。みなさまのご健闘をお祈りしています。

本科目とは無関係のCMです。関心のない方はスルーしてください。

長崎県人会に入りませんか？

福祉に関心のある人は誰でも入れる長崎県人会という会がありますので、会員募集します。

九州医療の社会福祉士通信学科の生徒達の集まりからはじまり、現在は社会福祉士のみならず様々な業界、職種、資格を持っている方々が集まって、おおむね2か月に一度集まって親睦会を開いています。

- ・会ができて7年くらいで、会員が知り合い等を連れてきて気付いたら100名以上。今は数えてないので不明。
- ・長崎県社会福祉士会の方々も多数入会。
- ・県外遠方の方でも会員なら容赦なく案内が届きます。参加しない時は、スルーしてOK。
- ・出席圧力一切なし(いつ来ても、いつ来なくても、数年に一回でも、一度も来なくても構わないおおらかさといいかげんさが特徴)。
- ・会自体に特定の目的はありません。参加して出会った人は友として、勝手に助け合います。

興味のある方は、下記の柳原連絡先まで。どんな会か心配なら、荒木先生にでも聞いてみてください。

県人会連絡係 柳原康晴 g7911051@gmail.com

練習問題の解答

- 問題1 障害者虐待防止法は、障害者権利条約の批准に向けて、国内法整備の一環として制定された。
× 障害者差別解消法と混同注意。障害者虐待防止法は、国内での虐待事件の社会問題化がきっかけ。
- 問題2 1981年(昭和56年)の国際障害者年では「私たち抜きに私たちのことを決めるな」というテーマが掲げられた。
× 国際障害者年ではなく、障害者権利条約のテーマ、スローガン。令和3年過去問より。
- 問題3 措置制度から支援費制度へ移行し、3障害(知的障害者・身体障害者・精神障害者)を対象としたサービス体制が行われた。
× 措置制度の段階では、2障害(知的障害者・身体障害者)のみが対象。精神障害者が対象となるのは障害者自立支援法から
- 問題4 措置制度とは、サービス事業者とサービス利用者が契約を結んで利用を開始する制度である。
× 措置制度では契約という形式をとらない。
- 問題5 「応益負担で障害が重い人ほど自己負担が多くなる障害者自立支援法は憲法違反」などとして訴えた障害者自立支援法違憲訴訟は、国が敗訴し、障害者総合支援法の成立へとつながった。
× 国の敗訴ではなく、和解した。
- 問題6 障害者総合支援法の対象者に発達障害者は含まれる。
○ 発達障害者がはじめて入ったのは障害者自立支援法22年度改正から。
- 問題7 平成22年の障害者自立支援法改正によって、支給決定障害者等が指定障害者福祉サービス等を利用した場合の負担について、応益負担に変更された。
○ それ以前は応益負担で大きな批判を受けていた。
- 問題8 重度訪問介護の対象者は、肢体不自由者と知的障害者で、精神障害者は含まれない。
× 重度の肢体不自由者、重度の知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する障害者が対象
- 問題9 重度障害者等包括支援は、すべての障害福祉サービスを包括的に利用するサービスである。
× すべてではない。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助を包括的に利用する。
要するに、介護給付と訓練等給付のうち療養介護と施設入所支援だけ対象外となる。
- 問題10 就労移行支援とは、通常の事業所の雇用が困難な障害者に、就労の機会を提供し、必要な訓練などを行うサービスである。
× 就労継続支援(A型・B型)の説明。就労移行支援についてはレジュメ参照のこと。
- 問題11 介護給付の行動援護サービスは、区分認定が必要ない。
× 介護給付で唯一区分なしで利用できるのは同行援護。視覚障害者対象。行動援護は区分3以上。
- 問題12 重度訪問介護は、医療機関への入院時にも利用できる。
○ H30より利用可能になった。
- 問題13 障害者総合支援法の令和4年度改正により、地域定着支援が創設が予定されている。
× 追加されたのは、地域選択支援。令和5年8月現在はまだ施行されていない。
- 問題14 就労定着支援に係る介護給付費の支給決定においては、障害支援区分の認定を必要とする。
× 就労定着支援は訓練等給付。訓練等給付は区分認定は必要ない。令和4年度過去問より。
- 問題15 支給決定に不服のある場合は、市町村審査会に審査請求を行うことができる。
× 利用申請から利用までは基本的に市町村だが、不服がある場合の窓口は都道府県の障害者介護給付等不服審査会に審査請求を行う。市町村審査会は、区分認定の二次判定を行う機関である。

問題 1 6	<p>地域生活支援事業の実施については、市町村には必須事業が設けられているが、都道府県は任意事業のみである。 ×市町村、都道府県のいずれにも、必須事業と任意事業がある。</p>
問題 1 7	<p>地域生活支援事業は、地域ごとに差が出ないよう全国一律のサービス体系をとる事業である。 ×地域の特徴に応じてサービスを展開できるようにするもの。従って全国一律は求められない。</p>
問題 1 8	<p>自立支援給付のうち、障害児を対象とする対象のサービスは、居宅介護、短期入所、行動援護、自立訓練、重度障害者等包括支援の5種類である。 ×自立訓練は対象外。訓練等給付に児童の利用可能なサービスはない。自立訓練を同行援護に置き換えれば正解となる。</p>
問題 1 9	<p>居宅訪問型児童発達支援は、重度の障害等により、外出が著しく困難な障害児を居宅から送迎して事業所で支援を行う事業である。 ×居宅から送迎して出すのではなく、居宅を訪問してサービスを提供する。</p>
問題 2 0	<p>児童福祉法による保育所等訪問支援は、障害児通所支援の一つである。 ○「訪問」と書かれてあり実際に訪問するサービスでも、児童福祉法上は、入所支援と障害児通所支援の二つのカテゴリしかないので、分類上後者となる。居宅訪問型児童発達支援も法律上は通所に入る。ひっかからないように。児童福祉法第6条2の2を参照。</p>
問題 2 1	<p>都道府県は、都道府県障害者計画の策定に努めなければならない。 ×義務規定。国、市町村も計画の策定をするが、すべて義務規定となっている。</p>
問題 2 2	<p>社会的障壁の定義において、社会における慣行や観念は除外されている。 ×障害者基本法の定義参照。有形だけでなく無形の障壁も含まれる。</p>
問題 2 3	<p>障害者差別解消法は、国際障害者年（1981（昭和56年））に向けて国内法の整備の一環として制定された。 ×国際障害者年ではなく、障害者権利条約の締結に向けて制定された。</p>
問題 2 4	<p>障害者差別解消法は、令和5年の段階で「合理的配慮の提供」について、国・地方公共団体と民間事業者は、共に義務が課している。 ×現在の適用では民間は努力義務。しかし、令和3年5月にどちらも義務に改正され、3年以内に施行するとされ、まだ施行されていない。施行前でも出題された例が過去にあるので、令和3年5月に「改正された」と書かれてあったら、義務が正解となるので注意。なお本問は前々回の過去問（第33回問題57）なので、過去問集を解く場合は注意すること。</p>
問題 2 5	<p>障害者差別解消法における合理的配慮を受けられる対象者は障害者手帳保持者でなければならない。 ×手帳保持は要件でない。レジュメの障害者の定義を参照。</p>
問題 2 6	<p>障害者虐待防止法に規定されている虐待の類型は4種類である。 ×5種類である。ちなみに高齢者虐待も同様。4種類は児童虐待で経済的虐待が除かれる。</p>
問題 2 7	<p>「令和2年度使用者による障害者虐待の状況等」によると、使用者による虐待で最も多いのは、身体的虐待である。 ×使用者による虐待で最も多いのは、経済的虐待。身体的虐待が最も多いのは、養護者、障害者施設従事者等による虐待である。</p>